

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成28年度中、複数回に渡り毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては平成29年度も毎月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」A4判1ページ（月刊）

3 スケジュール

- ・平成29年4月中旬の区連会で依頼
- ・平成29年4月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課 鈴木（勇）

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

クリーニングトラブルにご注意!

紛失や汚れ、料金等のトラブルが後を絶ちません。依頼時や受取時には、衣類の状態や数量などを双方で必ず確認しましょう!

- まだ新しいコートを依頼したら、ライナーを紛失された。「半額補償」と言うが納得できない。
- 受け取った数か月後、コートにシミがあるのに気づいた。「今さら対応できない」と言われた。

さまざまな原因が考えられ、特定できないケースも!
トラブルになった場合、クリーニング事故賠償基準を目安に!



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 検索